

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
林業機械賃貸借	8 - 1 1	
	防省大臣承認	
	作 成	令和 8 年 4 月 1 日
	変 更	
	作成部隊等名	大和駐屯地業務隊管理科

1 総則

この仕様書は、陸上自衛隊王城寺原演習場における「林業機械賃貸借」について規定する。

2 賃貸借上に関する要求

(1) 一般的要求事項

賃貸借上物件は、完全に使用可能な状態にあるものを貸与するものとする。

また、人員 2 名により伐木等機械運転特別教育（以下「特別教育」という。）を、人員 1 名により技術安全立会指導を実施するものとする。

(2) 賃貸借上機種

賃貸借上機種は、林業用バックホー（フェラーバンチャ、グラップルソー、グラップル）とする。

(3) 規格及び数量

品 名	規 格	数 量
林業用 B H フェラーバンチャ	0.45 m ³	1 台
林業用 B H グラップルソー	0.45 m ³	1 台
林業用 B H グラップル	0.45 m ³	1 台

(4) 使用場所

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

(5) 教育場所

学科

宮城県黒川郡大和町吉岡字西原 2 1 - 9 陸上自衛隊大和駐屯地内

実技

宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内

(6) 賃貸借期間

フェラーバンチャ（令和 8 年 5 月 1 1 日（月）から同年 5 月 1 9 日（火）までの 9 日間）

グラップルソー（令和 8 年 5 月 1 1 日（月）から同年 5 月 1 9 日（火）までの 9 日間）

グラップル（令和 8 年 5 月 1 2 日（火）から同年 5 月 1 9 日（火）までの 8 日間）

(7) 特別教育実施期間

令和 8 年 5 月 1 1 日（月）から同年 5 月 1 2 日（火）までの 2 日間

特別教育講師（令和 8 年 5 月 1 1 日（月）から同年 5 月 1 2 日（火）までの 2 日間）

技術安全立会指導員（令和 8 年 5 月 1 2 日（火）の 1 日間）

但し、必要に応じ日程の調整は可能とする。

- (8) 給油等
賃貸借料には、油脂・標準付属品等を含むものとし、主燃料は官側指定場所搬入時に満載とする。
なお、賃貸借期間内に使用した主燃料は、官側が負担するものとする。

3 出荷条件

- (1) 搬入・搬出
林業用バックホーの搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとし、官側の立ち合いのもと、搬入時は引渡点検及び使用方法等の説明を行い、搬出時には引取点検を行うものとする。搬入及び搬出の時間等、細部については官側と調整し、その指示に従うこと。
- (2) 搬入・搬出場所
宮城県加美郡色麻町王城寺無番地 陸上自衛隊王城寺原演習場内廠舎地区

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 その他の指示

- (1) 提出書類
提出書類は、次による。
なお、その他官側の指示する書類がある場合には、その都度官側担当者と調整の上、提出するものとする。
- ア 車検証又は特定自主検査の写し 1部
イ 出庫時車両点検記録 1部
ウ 受領及び返品に関する所定の様式の書類
エ 作業報告書（様式随意） 1部
オ 特別教育日程（様式随意・事前提出） 1部
カ 特別教育資料（様式随意・事前提出） 1部
キ その他監督官の指示する書類
- (2) 消耗品等
賃貸借上物件に消耗品等が組み込まれている場合は、全て契約金額に含むものとする。
- (3) 特別教育
契約業者は、林業機械（フェラーバンチャ等）のオペレーター要員（20名）に対する伐木等機械運転資格に係る特別教育を行うとともに、教育修了と同時に当該資格証の付与をするものとする。
- (4) 特別教育に係る資材
特別教育時に必要な木材及びカラーコーンは、契約業者が準備し、契約金額に含むものとする。
- (5) 事故（損害）等の処置
賃貸借期間内の通常操作時に発生した事故（損害）等で必要となる補償に対しては、保険（対人、対物、搭乗者傷害、車両保険（賃貸借上物件の破損事故損害補償含む。））等に賃貸借期間分加入し、契約業者が負担する。
但し、保険等が適用できない状況（故意または重大な過失、法令違反（無資格者運転含む。）及びその他のレンタル約款に違反して使用した場合等）での事故発生時においてはこの限りではない。
なお、想定外の故障等が発生した場合は、契約の相手方と官側で協議するものとする。
- (6) 不具合対処
賃貸借上物件の正常使用時における機能不良及び故障発生等の不具合が生じた場合、契約業者は平日休日を問わず官側の要求に応ずるものとし、代替の物品等が必要な場合は速やかに用意するものとする。

(7) 仕様書に関する疑義

この仕様書に関し疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。